

第8回富山県入札契約適正化検討委員会

日時 平成23年2月16日(水)

午前9時~

場所 県民会館702号会議室

1 開 会

2 協議事項の審議

建設コンサルタント等委託業務における低入札対策について

3 閉 会

I 協議事項

○建設コンサルタント等委託業務における低入札対策について

(1)趣旨及び背景等

近年の公共工事の減少に伴い、委託業務においても落札率の低下傾向がみられることから、委託業務の品質確保を図るため、平成21年10月から、土木部の一部の委託業務において試行的に低入札価格調査制度を導入したところである。

試行により一定の効果がみられることがから、低入札価格調査制度の本格導入に向け対象業務の拡大などによる試行をさらに進める必要がある。

<落札率の推移>

年 度	H19	H20	H21	H22 (12月末現在)
落札率	93.3%	90.7%	88.8%	87.8%

うち試行実施 89.9%
うち試行以外 87.0%

(注)対象業務は、土木部及び農林水産部発注業務(入札日ベース)

(2)低入札価格調査制度の見直し案…平成23年4月より実施

低入札対策として、対象業務の拡大及び数値的判断基準(失格基準)の導入を試行する。

①対象業務の拡大

現在、測量・土木コンに限定して試行を行っているが、品質確保の必要性は、他の業務においても同じであることから、対象を地質調査・補償コン・建築コンに拡大する。

(見直しの考え方)

地質調査・建築コンにおいて、品質確保に問題が生じることが危惧されるような低価格での入札が発生しており、このような案件については、契約内容に適合した履行がなされるか調査する必要がある。

補償コンにおいては、現在、品質確保が危惧されるような案件は見られないが、今後、低価格での入札が発生したときに調査するための制度が必要である。

また、全国的にも、業種を限定して導入しているところは少数である。

※低入札価格調査制度導入済:22県、うち業種を限定:4県(18.2%)

ア 調査基準価格の算定方式

区分	算 定 方 式 (H23年4月から)	設 定 範 囲
測量	直接測量費+測量調査費+諸経費×0.4	6/10~8/10
土木コン	直接人件費+直接経費+技術経費×0.6+諸経費×0.6	6/10~8/10
地質調査	直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.75+諸経費×0.4	2/3~8.5/10
補償コン	直接人件費+直接経費+技術経費×0.6+諸経費×0.6	6/10~8/10
建築コン	直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6	6/10~8/10

・現在、実施している測量・土木コンと同様、国土交通省の算定方式を準用する。

※工事においても国土交通省の算定方式を準用

イ 対象範囲

予定価格200万円以上の業務のうち、すでに歩掛等が公表されている標準的な業務について、すべて実施する。

また、本庁・事務所を問わず土木部及び農林水産部発注の業務のすべてを対象とする。

ウ その他

・調査基準価格の算定方式は、公表する。

(県の工事は公表、国の委託業務及び工事も公表)

・予定価格及び調査基準価格の額は、事後公表とする。

②数値的判断基準(失格基準)の導入

近年、委託業務においても著しい低価格での入札が発生しており、このような価格での入札は、(1)業務の品質が確保されない (2)公正な取引秩序を乱すといった恐れがあるため、これを防止する必要がある。

このため、委託業務において、数値的判断基準(失格基準)を導入する。
(工事においては導入済)

ア 数値的判断基準(失格基準)の算定方式

入札価格が次の場合は失格とする。

入札価格 < 調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札額 × 0.9
※該当者が3者未満の場合は、下位3者とする。

相対基準

ただし、次の場合は、この限りでない。

<測量> 入札価格 ≥ 直接測量費 × 0.85 + 測量調査費 × 0.85 + 諸経費 × 0.4

<土木コン> 入札価格 ≥ 直接人件費 × 0.85 + 直接経費 × 0.85 + 技術経費 × 0.6 + 諸経費 × 0.6

<地質調査> 入札価格 ≥ 直接調査費 × 0.85 + 間接調査費 × 0.85 + 解析等調査業務費 × 0.7 + 諸経費 × 0.4

<補償コン> 入札価格 ≥ 直接人件費 × 0.85 + 直接経費 × 0.85 + 技術経費 × 0.6 + 諸経費 × 0.6

<建築コン> 入札価格 ≥ 直接人件費 × 0.85 + 特別経費 × 0.85 + 技術料等経費 × 0.6 + 諸経費 × 0.6

絶対基準

(見直しの考え方)

著しい低価格での入札に対する対策の考え方とは、基本的に工事も委託業務も同じであるため、工事で採用している数値的判断基準(失格基準)の考え方を委託業務においても採用する。

→相対基準と絶対基準の2つの基準を用いて判断する。

・相対基準は、市場価格を反映させる基準であることから、工事と同様の算定方式とする。

・絶対基準は、工事の考え方を準用し、次のとおり設定する。

〈設定方法〉

工事と委託業務の積算内容を比較し、類似の項目を次の区分に割り振り設定する。

(i) 業務に直接必要な経費(=工事の純工事費に相当)

85%に設定 → 工事の純工事費の算定率を85%に設定しているため

[品質確保の観点から、工事に直接必要となる経費のうち最低限必要な額]

ただし、地質調査の解析等調査業務費は、積算基準上、土木コンの積算によるとされていることから、土木コンの積算を準用し設定

(ii) その他の経費(=工事の諸経費に相当)

調査基準価格の算定率と同率に設定 → 工事の諸経費は調査基準価格と同率に設定しているため

〔測量、地質調査 40%
土木コン、補償コン、建築コン 60%〕

〔国において調査基準価格の水準が業務の実施に最も限度必要な額とされているため〕

イ 対象範囲

調査基準価格を設定するすべての委託業務について実施する。

ウ その他

・数値的判断基準(失格基準)の算定方式は、公表する。(工事と同じ)

・数値的判断基準(失格基準)の額は、非公表とする。(工事と同じ)